

地域再生基本方針の一部変更について（概要）

平成 24 年 1 1 月
内閣官房地域活性化統合事務局

「地域再生法の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 74 号）の公布に伴い、その内容を地域再生基本方針に反映させるなど、所要の変更を行うもの。

1. 特定地域再生事業の創設の背景・意義の追加等

（1）少子高齢化、人口減少等への対応

少子高齢化、人口減少への対応等地域に共通する特定の政策課題を国が提示して、その解決に資する地域の取組について国が重点的かつ総合的に支援するとともに、課題解決モデルを提示することにより、地域の知恵と工夫の競争を活かした取組を促進する旨を追加。

（2）制度改革の推進

提案制度や構造改革特区制度を最大限に活用して、特定政策課題の解決モデルを全国展開し、既存の施策体系の改善を図ることにより、制度改革を推進する旨を追加・修正。

2. 民間事業主体との共同申請の追加

地方公共団体と特定地域再生事業を実施しようとする民間事業者や NPO 等も共同して、認定申請を行うことができる旨を追加。

3. 特定政策課題に関する基本的事項を追加

特定政策課題の選定基準、特定政策課題の選定の進め方を追加、特定政策課題の具体的テーマの設定。

4. 特定地域再生事業に対する支援措置の追加

以下の特別措置の概要を追加

ア 特定地域再生支援利子補給金

イ 社会福祉の増進に関する事業等を行う株式会社に対する投資促進税制

ウ 公共施設等の除却事業に係る地方債の特例

5. その他

○地域再生推進法人指定の考え方を追加

○構造改革特区制度と連携強化する旨追加

○地域再生の目標の達成状況に係る評価を行う旨追加

○PFI 制度も含めた民間資金活用を図る旨追加

○別表の更新（特定地域再生事業の支援措置を追加等）